

# コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

## 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）	金商法
金融商品取引法等に関する留意事項について（金融商品取引法等ガイドライン）	金商法等ガイドライン
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	監督指針

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
1	<p>今回の改正等の目的は理解できるが、一連の行為と、その行為主体との関係がわかりにくく、改正案では読み取れない内容があるため、以下のとおり意見として提出する。</p> <p>広告等を行っている者と、誘導した先のウェブサイトや SNS 等において金融商品取引業に該当する行為を行っている者が同一の者である場合に限り、一連の行為となるのか。それとも、別人の場合であっても、一連の行為となるのか。</p> <p>また、アフェリエイターが、無償で自身の経験に基づき有価証券の価値等に関する助言等を提供しているウェブサイトについて、一見して金融商品取引業に該当しない表示を行っているが、金融商品取引業を行っている者に関するバナー広告を貼り、その広告先のウェブサイトについて宣伝するなどの表示は、閲覧者をアフェリエイター以外の者に誘導しようとする行為であり、一連の行為の一部を構成していると言えることから、アフェリエイターは無登録で媒介業を行っている、すなわち金融商品取引法第 29 条に違反し得ると考えて良いか。違反し得る場合、その旨、明記していただきたい。</p> <p>例えば、上記のアフェリエイターのウェブサイトに、登録金融商品取引業者がアフェリエイト広告を行おうとした場合、無登録の媒介業者に対して広告を依頼しようとすることになるが、金融商品取引業者は、一連の行為の一部を構成することとなるため、バナー</p>	<p>今回の金商法等ガイドラインの改正は、法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者（以下「無登録業者等」という。）がウェブサイト等で金融商品取引業に該当する行為等を行っている場合であって、当該無登録業者等が広告等を用いて当該ウェブサイト等へ顧客を誘導しているときに、これら一連の行為が金商法に違反し得ることを明確化するものです。</p> <p>しかしながら、広告等を行っている者と、当該広告等の閲覧者を誘導した先において金融商品取引業に該当する行為又は当該行為の提供がなされる旨の表示若しくは当該行為に係る契約の締結についての勧誘（以下「金融商品取引業に該当する行為等」という。）を行う者とが異なる場合であっても、例えば、共同して無登録による金融商品取引業を行おうとしているなど、当事者の関係や勧誘等の態様等により、金商法第 29 条又は第 31 条の 3 の 2 に違反したものと考えられる場合もあり得ると考えます。</p> <p>どのような場合にこれらの行為が金商法違反とされるかについては個別事例ごとに実態に即して判断されるべきものでありますが、無登録業者等が自らの運営するウェブサイトに金融商品取引業者等に関する広告を掲載し、当該広告から当該金融商品取引業者等のウェブサイト等に遷移できるようにしている場合において、当該金融商品取引業者等が、法令の規定により行うことのできる行為を遷移先で行っているにとどまるときは、当該無登録業者等及び当該金融商品取引業者等は、基本的に、金商法第 29 条及</p>

	<p>広告を入口として、その閲覧者を誘導して契約に至った場合、金融商品取引法第 29 条違反のほう助ということにならないか。ならないのであれば、その旨、明記していただきたい。</p>	<p>び第 31 条の 3 の 2 に違反するものではないと考えられます。</p>
<p>2</p>	<p>金融商品取引法等ガイドラインについて質問したい。</p> <p>1. 29-1 からすると、(a) 金商業者以外の者が金融商品取引業に該当しない広告を行い、(b) 当該サイトからバナーを通じて金融商品取引業者のサイト（当該サイトで有価証券の売買等ができるもの）に遷移できる場合には、金商法 29 条に違反するように読めるが、そのような趣旨か。</p> <p>2. そうすると、日本証券業協会の広告等に関する指針 1(15) で許容されている、証券会社のサイトに遷移するアフィリエイト広告についても、金商法 29 条に違反するように読めるが、現状許容されているアフィリエイト広告全般を、規制強化して禁止する趣旨か。</p> <p>3. それとも、(b) の誘導後のサイトで行われる金商業に該当する行為が、無登録で行われる場合を問題視する趣旨か。</p>	
<p>3</p>	<p>「無償で有価証券の価値等に関する助言等を提供するといった、一見してそれ自体では金融商品取引業を行う旨の表示又は金融商品取引契約の締結についての勧誘に該当しないかのような広告その他の表示（以下、「広告等」）」とは、例えば、SNS 上で無料で値上がり期待できる株式銘柄情報を提供すること等を謳ったウェブサイトを表示することのほか、インターネット上に設置したウェブサイトにおいてメールアドレス登録をさせ、メールアドレス登録者に電子メールを送信すること等が考えられるでしょうか。（いずれも、こうした行為を入り口として、別のウェブサイト等で金融商品取引業に該当する行為の勧誘が行われることが前提。）</p> <p>つまり、「広告等」は、ウェブサイトのみならず、電子メールや SNS 上のメッセージ等、様々な形式によるものが該当し得ると考えられますでしょうか。</p>	<p>基本적으로ご理解のとおりです。</p>

<p>4</p>	<p>本件は無登録業者やいわゆる SNS 型投資詐欺等の犯罪抑止につながるものと理解しており、改正の方向性は賛成である。</p> <p>一方で今回の改正は、ガイドラインや監督指針という主として登録業者の管理態勢の整備状況等の確認を受ける際の指針となるものの改正に留まるものと見受けられる。「法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者以外の者」が勧誘や助言等に類する広告等を行った場合に、その行為者や彼らから広告等の出稿を受けた SNS や検索サイト運営業者（Google 等のプラットフォーマー）に対して、どのようにして規制を適用し、罰則を与えていくのか、お考えをお聞きしたい。</p>	<p>今回の金商法等ガイドライン及び監督指針の改正は、無登録業者等が SNS 等による偽広告等を入口として、その閲覧者を誘導した先で金融商品取引業に該当する行為等を行う場合には、これらの一連の行為が金商法違反に該当し得ることを明確化したものです。</p> <p>また、当庁では、従前より、無登録で金融商品取引業を行っていることが判明した場合には、捜査当局に情報提供を行うとともに、かかる行為を直ちに取り止めるよう警告書を発出し、当該措置を行った業者の商号等を公表する等の対応を行っております。</p> <p>なお、広告等の出稿を受ける SNS や検索サイト運営業者等に関するご質問については、本改正に係る事項でないため、回答は差し控えさせていただきます。</p>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------